入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和２年9月3日

特定非営利活動法人　のんびらぁと

理事長　江里口　尚子　　　㊞

記

１　入札に関する事項

（１）工事名

グループホームほっこり村　A棟・B棟　創設工事

（２）工事場所

佐賀県多久市北多久町大字小侍1261番1

（３）工事概要

木造平屋建て　A棟・B棟合計面積　443.86㎡

（４）現場説明会

令和2年9月11日　　午後　1時30分、

(５) 説明会の場所

上記(2)の工事場所

（６）入札参加申請受付期間

令和2年9月12日～令和2年9月17日　午後５時まで

(７) 資格審査

前項（6)の入札参加申請受付が終わり、令和２年９月18日に資格審査を行う。

(８) 入札受付期日

令和２年9月20日午前9時～令和2年9月25日　正午まで

(９) 受付方法

持参または郵送

(10) 受付場所

特定非営利活動法人のんびらぁと　の事務所

　　　　　〒846-0002　佐賀県多久市北多久町大字小侍９７５番地

（11）開札日時・場所

令和2年9月25日　午後２時00分　　場所=同上

（12）契約日

令和2年9月26日

（13） 工　　期

着工　令和2年10月1日　　竣工　令和3年3月15日

(14)　入札補償金に関する事項

入札補償金は特に徴収しない

(15) 入札の中止について

入札を中止する場合は、入札参加を表明された事業所ならびに入札の受付が終わっている事業所の、各事業所のすべてに直接連絡をとり、中止したことを伝達する。

　(16)　入札参加申請後の辞退について

　　　　　　入札の受付が終わった後に、入札を辞退する場合は、その理由等を　　　　　　　　　　書類でもって提出すること。

　(17)　誤字・脱字の修正等について

　　　　　　　提出される書類について、誤字・脱字がある場合は、その部分を修正した当

該場所に社印を押印のこと。

書類の見出し以外の文章については、１２ポイント以下で作成すること。

　(18)　現場説明会において配布する書類について　(以下の書類を配布します)

　　　　　　１、競争入札参加申込書

　　　　　　２、営業概要書

　　　　　　３、誓約書

　　　　　　４、入札書

５、入札辞退届

６、工事内訳書

２　入札参加条件

　　入札参加者は、次に挙げる条件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める要件に該

　　当しない者。

（２）入札資格確認申請書等の提出期間の日から開札の日までの間において「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を受けていない者。

（３）平成21年度以降に、福祉施設等建設に伴う不正行為又はこれらに類する行為等に関

与しておらず、入札参加業者として適当であると認められる者。

（４）発注者に対し、工事請負契約における収入状況、下請業者の工事実績や請負金額等に

関する関係資料の提供に協力を行うことができる者。

（５） 本工事の入札参加資格確認申請書等提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、

金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。

（６） 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、当該工事の業種に係る入札参加資格の再決定を受けている者を除く。

（７）発注工種について、入札参加資格確認申請書等の提出期限から開札の日までの間にお

いて、経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

（８）当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面もしくは技術面に

おいて強い関連がある者でないこと。この場合における「資本、人事面もしくは技術において面強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア　法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第3項に該当する者（会社）。

イ　役員が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社。

ウ　役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社。

エ　当該受託者に技術的支援を行っている者。この場合における「技術的支援」とは、

「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」及び

「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいう。

（９）当該工事の他の入札参加資格者と、資本もしくは人事面において強い関連がある者で

ないこと。この場合における「資本もしくは人事面において強い関連がある者」とは、

次のいずれかに該当する者とする。

ア　法人税法施行令第4条第2項及び第3項に該当する者。

イ　一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ウ　一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職に

ある会社。

（10）佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴

力団等でないこと。

（11）競争入札の参加資格等について次の全てに該当する者。

ア　佐賀管内に建設業法第3条に規定する本店を有している者。

イ　「令和1・2年度佐賀県建設業者施行能力等級表」の県内建設工事業・建築一式工

事B級以上で登載されている者。

ウ　本工事に一級建築士もしくは一級施工管理技士又はこれらと同等の資格を有する

管理技術者を配置することができる者。

エ　福祉施設の施工実績（平成20年度以降）を有し、施工にあたり、障害者に対し

深い理解があること。

3　入札参加申請提出書類

（１）一般競争入札参加資格審査申請書の写し

（２）経営事項審査結果通知書の写し

（３）佐賀県建設業者入札参加資格決定通知書の写し

（４）建設業者許可証明書の写し

（５）平成21年度以降の主な施工実績書（工事名、発注者名、施工場所、契約金額、工期、

発注形態、工事概要等）

（６）登記事項証明書（「履歴事項」または「現在事項」いずれも可）

（７）入札資格に関する誓約書

（８）配置予定技術者調書

４　入札の無効

入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

５　問合せ先

　　①　特定非営利活動法人　のんびらぁと　　担当：江里口　尚子

ＴＥＬ：0952-75‐3118　　　ＦＡＸ：0952‐75‐3118

Ｅ-Mail：　honobononagaya@ec7.technowave.ne.jp

　　②　鶴丸設計事務所　　　担当 :　鶴丸　清人

ＴＥＬ：0952-75‐5561　　　ＦＡＸ：0952-‐75‐5564